

令和2年6月29日

令和2年

第5回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和2年6月29日（月曜日）午後2時から

### 1 出席委員（5名）

小 黒 仁 史	教育長
三 留 利 夫 委 員	教育長職務代理者
弘 瀬 知江子 委 員	
深 澤 佳 己 委 員	
北 内 英 章 委 員	

### 2 出席職員（12名）

教育総務部長	玉 川 一 二
教育総務課長	政 木 純 也
教育施設担当課長	鈴 木 龍 一
副参事（教育地域力担当）	丹 野 詩 織
副参事（施設調整担当）	荒 井 昭 二
学務課長	柳 沢 憲 一
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	岩 崎 政 弘
副参事	早 川 隆 之
副参事（法務担当）	平 栗 敬 子
学校職員担当課長	池 一 彦
教育センター所長	柿 本 伸 二
大田図書館長	長 岡 誠

### 3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 「議案審議」

第30号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第31号議案 大田区立学校設置規則の一部を改正する規則

第32号議案 大田区教育委員会が所管する申請等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

~~~~~  
(午後2時00分開会)

○教育長

それでは、ただいまから、令和2年第5回大田区教育委員会定例会を開催いたします。  
本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

それでは、大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するため、本日は、マスクをお持ちの方については、マスクを着用の上で審議を進めさせていただくとともに、効率的な会議運営にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に三留委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

私からは、先週22日の月曜日から一斉に登校となった小中学校の様子について、報告をさせていただきます。6月初めより、登校する人数を少なくして分散登校を続けてまいりましたが、先週より学校の児童生徒が朝一斉に登校することが始まりました。この様子を小学校5校、それから中学校3校を拝見いたしました。教室に入る児童生徒の数が分散登校のときに比べて、確かに増えているという印象を受けましたが、各学校とも換気や消毒に十分気を付けて、可能な限り密集・密着を避け感染予防に配慮しながら学習活動を進めておりました。

大森第四小学校では、子どもたちの机の上に1つずつ透明なアクリル板を設置して、飛沫感染を防ぐ工夫がございました。図工室などの特別教室においても、その仕切りを作っておりました。

また、東調布第一小学校は人数が比較的多い学校ですけれども、教室一杯に机を配置して、子どもたちの席の間隔を広げて可能な限り距離を取りながら学習していました。学習内容についても、大きな声を出さないようとか、落ち着いて学習できるような工夫が随所にされていると考えました。

次に、洗足池小学校にも伺いましたが、この学校も感染防止に細かく気を配っている様子が窺えました。洗足池小学校は、英語教育に力を入れているところでございますが、英語学習においても、2人での会話の距離を取るといった工夫がされておりました。洗足池小学校で感心いたしましたのは、臨時休業中に先生方が各教科の授業を60本程動画にとっ

て配信していました。ちょうど在宅勤務の間に行っていたのですが、家庭学習に役立てていました。その動画を見せていただきましたが、大変良くできておりました。初めは、どのように作るのか、先生方も苦勞していたところですが、非常に慣れてきて、良い動画が作れるようになってきたと伺いました。

教育委員会としては、このような取組を実際にほかの学校に紹介して、全ての学校でこのような取組ができるように、教育環境の整備をしていきたいと思いました。

それから、入新井第五小学校でも、丁寧な感染防止の取組が行われておりました。この学校では、授業ばかりではなく、休み時間もそれぞれ席に座って静かに過ごすとか、そのような密着を避ける工夫がされておりました。

西六郷小学校にも行ってまいりましたが、換気に十分気を付けて、学習に取り組んでおりました。これから熱中症がやはり心配されるということで、マスクの着用について、状況に応じて体育のときは外すとか、そのようなことにも気を配っていく必要があると思っております。

小学校の発達段階から申し上げまして、中学校に比べて、なかなか密着を常に避けるというのは難しい面もあると思いますが、子どもの意識の中に、やはり3密を避けるということを少しずつ育てながら習慣づけていく、手洗い・うがいを徹底する感染予防の習慣づけ、そのような生活ができるように工夫されているところでもございました。

次に、中学校についてですが、中学校3校拝見いたしました。やはり非常に落ち着いて学習している様子が印象的でもございました。中学生が教室に40人近く入りますと、かなり密集した印象もあるのですが、距離を1メートルぐらい、最大限取りながら静かに学習していました。

大森第十中学校では、電子黒板を非常によく使っていて、資料提示をしながら、工夫しながら分かる授業に努めていたと思えます。耳の不自由な生徒が3人程いるということで、それに対応して、アクリル製のマスクを先生がして、その授業はやっておりました。やはり唇の動きから言葉を読む部分がありますので、そのようなことにも配慮をしながら指導している姿が印象的でもございました。

また、出雲中学校にも行きましたが、出雲中学校も非常に落ち着いて、感染防止によく配慮されていると思えました。出雲中学校では、一斉授業が始まって、先週は午前授業になっていたかと思えますが、午後に全員の生徒と教員が個人面談をしたとお聞きしました。3か月間にわたる臨時休業のときに、やはり子どもたちの心身の健康状態が一人一人心配ですので、そのようなところに配慮しながら、まずはそういう時間を使って、一人一人の状況を把握したということをお聞きして、非常に大切なことであり、有り難いことだと思えました。

教育委員会としても、アンケート、メンタルヘルスチェックのほか、スクールカウンセラーの面談等もありますが、そのような取組を通じながら一人一人に対して、深い理解に基づく指導を更に徹底していく、そのようなことの重要性を再認識したところです。

最後に、大森第七中学校です。こちらは、改築の工事中でもございましたが、非常に落ち着いて、感染防止に十分に気を遣っていると思えました。

小学校、中学校、全体的に分散登校を行って、少しずつ学校の生活様式に、3密を避けた学習の方向に少しずつ定着して、根づきつつあると思えます。本日から、午後までフ

ルに授業があったり、部活動も始まったりしておりますので、日常の学校生活が始まると思うのですが、やはり感染防止というところでは、最善を尽くしながら学校生活が始まっているかなど、そのような重要性を改めて感じたところでございます。

私の報告は以上でございますが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

#### ○北内委員

補足というかお願いなのですが、引き続き先生方の安全と子どもたちの安全、多様な教育機会を支えるため、オンラインやICTを活用した授業を推進して欲しいと思います。それから、これから風水害や自然災害の季節になってきます。小学校や中学校は、避難所になっていることが多いと思いますが、これからぜひ、このコロナの中でどのように避難するのか、そういったものの整理を事前にきちんとマニュアル化し、オンラインでの訓練などを行っていただいて、現場が混乱することがないように準備をして欲しいと思います。やはり、そういう自然災害が起こると、PTA会長さんたちが十分に対応してくれると思います。事前に準備を十分できると思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

#### ○高橋委員

一応休校が続いた後でどうなっているのかと思ひまして、糶谷小学校を訪問してまいりました。登校は、時間を決めて分散登校で門を3か所に分けて学年ごと、2学年ずつ分けて登校ということで、登校の際も間隔を空けるように印があつて、そこの列に並びながら検温して、教室に入るといった形で行っていたようです。体育は、やはり子どもたちがとても楽しみにしているし、必要な授業ですので、マスクを取って、換気をよくして授業を進めていくということでした。

それから、糶谷小学校は比較的人数の多い学校ですので、クラブと委員会はやはり密を避けるということで、1学期中はお休みということに決まったそうです。

私は、1年生の生活はどのような様子かと思ひて、給食の時間にお邪魔しました。会話ができないということなのですが、楽しくおいしそうにいただいていた。校長先生に手を振るなど、話ができないながらも和んで生活している姿を見て、とても安心いたしました。

以上です。

#### ○教育長

ありがとうございました。それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。

#### ○教育長

それでは、部課長の報告をお願いします。

#### ○学務課長

私からは、令和元年度学校給食費の徴収状況について、ご説明申し上げます。

お手元でございます、A 4 横の資料をご覧ください。

令和元年度分の学校給食の徴収状況でございますが、表の一番上段になります。未納のある学校は、88校のうち31校でございます。また、未納の児童生徒数につきましても、児童生徒総数の40,256人のうち、未納の児童生徒数は83人という状況でございます。未納のある学校数、児童生徒数共に減少してございます。しかしながら、未納額の合計が若干増加したため、全体の徴収率としましては、0.01%下がっており、99.87%が令和元年度の徴収率でございます。

徴収率につきましては、過去5年共99.8%を超えているというような状況でございますので、かなり高水準の徴収率でございますが、昨年度は、約260万円の未納額が発生しているということでございます。こちらにつきましては、小学校中学校共に要保護世帯、いわゆる生活保護世帯の申請受給前の未納額がそのままこの数字に表れているということでございますので、生活保護の受給認定をされた、又は就学援助の申請等につき、その後は速やかに給食費が支給されているという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。

○三留委員

大変高い徴収率になっていますが、やはり、学校徴収金ということで、各学校が大変努力をしていることが大きいと思っております。教育委員会として、今後もいろいろ各学校への支援をしていただければと思います。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

○深澤委員

3月に臨時会を開きまして、山王小学校の横で建築中の建物について、審議を行いました。その後3か月以上経っておりまして、この間の進捗状況でありますとか、これからのことありますとか、もしお分かりになるようでしたら、分かる範囲でお聞かせいただければと思っております。

○教育総務課長

それでは私から、今深澤委員からお話のあった件について報告をさせていただきます。深澤委員のお話のとおり、3月2日に教育委員会臨時会を開催させていただきました。この山王小学校隣地の建築物につきまして、縷々、委員からご意見をいただいたところでございます。その意見を取りまとめまして、教育委員会としては、3月当月中に保健所長へその教育委員の意見を取りまとめたものをご報告させていただいたという経過でございます。その際に保健所とお話をさせていただきましたのは、大きな動きがあった際には、

必ず教育委員会にも情報提供をいただきたいということで、これまでも保健所等と十分連絡を取りながら行ってまいりました。しかしながら、現在のところ大きな動きはないということで保健所からは報告をいただいておりますので、引き続きこの案件につきましては、注視をしながら対応してまいりたいと考えてございます。

○深澤委員

分かりました。ありがとうございます。

○教育長

それでは、次の日程に移ります。

日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は、「議案審議」でございます。

第30号議案から第32号議案まで、計3件のご審議をお願いいたします。

それでは、議案を読み上げます。

第30号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。

第31号議案 大田区立学校設置規則の一部を改正する規則。

第32号議案 大田区教育委員会が所管する申請等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの議案につきまして、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは私から、第30号議案から第32号議案に至る3件の議案を説明させていただきます。

まず初めに、第30号議案でございます。大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則でございます。

これは、教育総務課庶務係の分掌事務である危機管理業務のうち、地域との連携により推進することが求められる、学校に係る安全・安心対策に関する事務を教育総務課教育地域力推進担当係長の事務分掌とするために、改正を行うものでございます。

次に、第31号議案 大田区立学校設置規則の一部を改正する規則でございます。

こちらは、中央防波堤埋立地のうち、大田区に帰属が確定した部分について、令和2年6月1日付けで施行された令和島一丁目及び令和島二丁目の町区域の新設を受け、大田区立学校設置条例第3条の規定に基づき、同町区域について、区立小中学校の通学区域を定めるものでございます。

また、保護者の申立てにより、指定校変更申請審査基準に定める事由に該当し、希望する学校の収容規模に支障がなければ、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、指定校変

更を認めております。これらは、年間数千件の申請を書面により受け付けておりますが、現行規則にはこの指定校変更の規定が明記されていないというところがございます。したがって、指定校変更制度を適切に運用していくにあたり、規則の明文化が必要であるために、改正を行うものがございます。

最後に、第32号議案 大田区教育委員会が所管する申請等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則でございます。

現在、大田区教育委員会が所管する申請のうち、電子申請が可能な手続は公文書開示請求のみとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症予防対策の観点からも、多くの方に来庁していただく必要のある手続等については、状況に応じて電子申請で柔軟に対応できるようにするため、改正を行うものがございます。

3件の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定のほうを賜りたいと存じ上げます。

#### ○教育長

ただいまご説明いただきました

ご意見、ご質問はありますでしょうか。

それでは、第30、31、32号議案について、原案どおり決定いたします。

ここで、私から一つご提案させていただきたいと思っております。

教科書採択に関する審議などを予定している、7月・8月の定例会と臨時会につきましては、多くの方が傍聴を希望すると思われまいます。そこで、これらの会議について、傍聴人の定員を増員してはどうかと考えております。詳しくは、事務局職員からご説明いたします。

#### ○教育総務課長

それでは、私から、傍聴人の定員についてご説明をさせていただきます。

大田区傍聴規則第5条第1項により、傍聴人の定員は16名とされております。同5条但し書きに、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができるものと規定されております。区民の関心に応え、公平公正な開かれた教科書採択を行うため、7月・8月に教科書採択を審議する定例会及び臨時会については、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮した上で、傍聴人の定員を112名に増員させていただきたいと考えてございます。

私からは、以上でございます。

#### ○教育長

ただいまのご説明にご意見、ご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、7月・8月に教科書採択を審議する定例会及び臨時会傍聴人の定員につきましては、112名に増員させていただきます。

これをもちまして、令和2年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時24分閉会)